

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成27年2月6日(金) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 14階 大ホール

出席委員41名

2番 福原 幸一	3番 谷口 憲治	4番 米村 昌昭
5番 牛島 國廣	8番 林田 智博	9番 角居 登
10番 瀧口 幸司	11番 森 日出輝	12番 杉本 清和
13番 村上 義博	15番 村中 英次	16番 南 順二
17番 角田 一誠	18番 嶋村 鎮雄	19番 春口 豊徳
20番 田中 求	21番 山口 謙藏	22番 松村造酒夫
23番 梅田 義弘	24番 清崎 勝矢	26番 渡辺 智明
27番 高群 藤雄	29番 村上 智弘	30番 澤田 公俊
31番 村上 正春	32番 橋本 春利	33番 馬原 清隆
34番 一木 文雄	35番 後藤 和則	36番 北口 和皇
37番 古川 盛康	38番 吉田 一幸	39番 榊永 築
40番 西川 秀文	41番 成松 道敏	43番 杉浦 照雄
44番 志柿 茂喜	45番 内田 康喜	46番 前田 道弘
47番 藤本 照義	48番 田上 義則	

欠席委員8名

1番 税所 史熙	6番 藤岡 照代	7番 宮本 隆幸
14番 網田 稔	25番 牛嶋 弘	28番 園田 操
49番 清田 政敏	50番 上田 芳裕	

午後3時00分 開会

事務局 それでは定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第12回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中41名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

本日は、第12回総会にご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

議案は1号議案から7号議案でございまして、今日の総会がスムーズにいきますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、会議に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。
本日の議事録署名者には29番の村上智弘委員と30番の澤田公俊委員を、書記に事務局の立石誠信参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。
本日の議事は、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請(会許可分)から、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで7件でございます。
議事に入ります前に、議案の訂正があるようですので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案の訂正についてご説明いたします。
別冊の7ページをお願いいたします。7ページの7番と8番の農地区分の欄でございます。いずれも2種農地となっておりますけれども、これを2つとも1種農地に訂正をお願いいたします。
それから報告事項のほうで1件訂正がございます。後ろのほうの2ページになります。後ろから2ページ目、19ページをお願いいたします。使用貸借の解除通知の9番の土地の表示のところでございます。南区城南町今吉野字迎原となっておりますけれども、これの字を道下と訂正をお願いいたします。続けて地番が224とあります、これを699-2に訂正をお願いいたします。その下、畑、これを田に変更をお願いいたします。面積519㎡を583㎡に訂正をお願いいたします。他8筆、これを他1筆に訂正をお願いいたします。そして計の4,001㎡を789㎡に訂正をお願いいたします。訂正後の通しで申し上げます。南区城南町今吉野字道下699-2、田の583㎡の他1筆、計の789㎡に訂正をよろしくお願いいたします。
続けて経営基盤のほうの訂正をお願いいたします。

事務局 続きましてご説明いたします。
まず第6号議案の差し替えと訂正でご説明いたします。20ページの第6号議案の表がございますが、こちらをお手元にお配りしてあります1枚紙の第6号議案の表に差し替えをお願いいたします。それとあわせまして追加案件が出ております。第6号議案の追加案件、番号1番ということで、こちらのほう、一緒に1枚紙をお配りしております。こちら追加案件でお加えいただくようお願いいたします。
続きまして、訂正をお願いいたします。26ページをお開きくださ

い。26ページの7番の案件、ちょうど前ページから引き続きになっておりますが、こちらの26ページの一番上の土地の表示でございます。城南町坂野746-1、畑130㎡、こちら削除をお願いします。

続きまして、29ページをお開きください。12番の案件でございます。12番の案件の一番上に載っております土地の表示、城南町築地14、畑277㎡、こちらを削除をお願いします。

続きまして、ページをおめくりいただいて30ページです。同じです。番号の案件でございまして、これは上から土地の表示が5番目になります。城南町築地761番地、田の218㎡、こちらを削除をお願いします。

最後の案件でございます。35ページをお開きください。35ページの18番の案件でございます。18番の案件、35ページにちょうど土地の表示で8件載っておりますうちの一番上から、城南町今吉野224番地から続きまして、そこから7つ行きます。7つ行きまして256-1、317、318、324、424、502-1番地、ここまで7筆ございます。こちらは全部削除をお願いします。8筆計上してあるうちの上から7つを削除をお願いします。

以上です。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請、14件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いたします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の申請人は専業農家で、経営拡張のため農地を取得する申請です。許可後は米、芋を作付されます。

先日の地区委員会で協議をいたしましたところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、2番。

19番 春口豊徳委員

19番委員。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番の申請人は専業農家で、経営拡張のため農地を取得されます。
許可後は野菜を作付されます。

先日の地区委員会で協議しましたところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、3番。

32番 橋本春利委員

32番委員、橋本です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、経営拡張による所有権移転の申請です。申請人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲、露地野菜を作付される計画です。

以上、1件について協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、4番。

4 番 米村昌昭委員

4 番委員、米村です。

4 番から 8 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4 番から 7 番は関連で、独立就農をされるため賃借権の設定をされるものです。申請人は、これまでの農業大学での研修や経験から農業経営を目指されて、就農を決意されたものです。先日の地区委員会において営農計画について聞き取りを行い、農業への熱意と計画の妥当性を確認しております。許可後は主に施設野菜、ミニトマトの栽培をされる計画で、青年就農給付金を活用しての農業経営を予定しております。

8 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は農家で主に米を作付されており、許可後は申請地に米と露地野菜をつくられる予定です。

以上、先日の地区委員会で検討した結果、これらの案件は、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より 4 番から 8 番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9 番。

8 番 林田智博委員

8 番委員。

9 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9 番は、経営拡張のため所有権移転されるものです。譲受人は農家で施設園芸のスイカと米を作付されており、許可後は露地野菜のキャベツを作付される予定です。

以上、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、9 番につきまして地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、10番。

2番 福原幸一委員

2番委員です。

10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、経営拡張のための申請です。譲受人は米を作付されており、許可後は米を作られる予定です。

先日の地区委員会において検討した結果、取得後における効率的利用、農作業の常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、10番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、11番。

23番 梅田義弘委員

23番委員。

11番から14番について地区委員会での協議状況を報告します。

11番は、合志市の方が独立就農のため賃借権の設定をされる申請です。先日の地区委員会に出席をいただき、事業計画等を聞き取りいたしました。営農計画等について何ら問題がないことを確認いたしました。許可後はハウレンソウ、スイカを作付される予定です。

12番は、義理の弟へ贈与をされる申請です。譲受人は水稻をつくられている兼業農家で、許可後は水稻を作付される予定です。

13番は、夫婦で独立就農をするための賃借権設定をされる申請です。先日の地区委員会に出席をいただき、事業計画等を聞き取りいたしました。営農計画等について何ら問題がないことを確認いたしました。許可後は水稻、イチゴ、ミニトマトを作付される予定です。

14番は、後継者へ贈与をされる申請です。譲受人は専業農家で、許可後は水稻、飼料を作付される予定です。

以上4件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より 1 1 番から 1 4 番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第 2 号議案、競売買受適格証明願（耕作目的：会許可分）2 件でございます。

　　地元委員の報告につきましては、農地法第 3 条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

　　それでは、1 番、お願いいたします。

4 番 米村昌昭委員

　　4 番委員、米村です。

　　1 番、2 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

　　1 番、2 番は関連で、耕作目的による買受適格証明願です。願出人は証明の条件を満たす農業生産法人で、農地を取得するため申請されたものです。主に露地野菜と米を作付されており、この農地は米を作られる計画です。

　　以上、この件について地区委員会で慎重に検討した結果、この願出人を適格者であると判断しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1 番から 2 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり適格者であることを決定いたします。

　　なお、願出人が最高価格買受申出人となられた場合に、農業委員会へ農地法第 3 条の許可申請が提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可書を交付してよろしいかお諮りいたします。ご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、そのようにいたします。続きまして、第 3 号議案、農地法第 4 条の規定に基づく許可申請、

2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、事務所及び車両置き場設置のための転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりがある一団の区域内の農地で第1種農地と判断され、原則不許可ですが、既存施設の拡張、既存施設面積の2分の1以下が適用され、不許可の例外に該当すると判断しました。申請人は現在、自動車整備工場を営んでおられ、車の保管場所が手狭になり、また、消防局の指導などもあって施設の拡大が必要となって、隣接するこの土地を選定されたものです。申請の転用計画は、畑5筆609㎡で、事務所及び車両置き場50台分を設置されるものです。ただ、この土地は、申請人が25年前に購入したときから宅地と思われ営業をされてきましたが、去年の事務所移設のときに農地のままであることがわかって、今回申請となりました。申請人はこれまでの無断転用を深く反省され、顛末書の添付もなされております。資金計画及び給排水計画、被害防除において問題はございません。

以上、先日の地区委員会で現地を確認、検討した結果、この案件は、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、2番。

34番 一木文雄委員

34番委員。

2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、太陽光発電設備のための転用許可申請です。申請人は、自宅の近くで日当たりのいいために選定されました。農地区分は、10ha未滿の生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計

画は、太陽光パネル67枚、出力51.2kwの計画で、妥当な面積だと思われま。資金計画、排水等には問題ありません。ただし、転用許可が必要なを知らず無断でゴルフ練習場として使用したことを、深く反省され、始末書が提出されております。工事期間は、平成27年3月1日から8月31日までの6カ月を予定され、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討したところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、15件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いします。

　　それでは、1番、お願いします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

1番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、不動産の売買等を営む株式会社ハピネスが、農地を取得して建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域内でもあります。土地利用計画は、建売住宅4棟の建築と新設道路を整備し利用される計画で、転用面積といたしまして適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除につきましては問題ありません。工事完了は、平成27年8月31日までで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可につきましても、市開発景観課へ同時に手続中であることを確認いたしております。

先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討いたしましたところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、2番。

19番 春口豊徳委員

19番委員。

2番と3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番と3番は関連で、申請人は社会福祉法人よつば福祉会で、保育所への所有権移転の転用申請です。農地区分は、上下水道管を埋設する道路の沿道であり、500m以内に託麻東小学校、二岡中学校があることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、保育所1棟、グラウンド及び送迎用駐車場9台分などに利用される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は、平成28年3月31日までで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可につきましても、市開発景観課へ同時に手続中であることを確認しております。

以上、2番と3番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討したところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より2番から3番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、4番。

32番 橋本春利委員

32番委員、橋本です。

4番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたし

ます。

4番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は現在、借家に住んでおられますが、部屋が手狭になったため、また、今後よりよい生活環境を築くために、給排水施設が整っているこの土地に新築を計画されました。土地利用計画は、転用面積409㎡で、1棟、平屋建て101.02㎡の建築です。申請地は、集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、公共上下水道が埋設され近隣500m以内には医療施設が複数あることから、第3種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成27年3月10日から平成27年12月31日までを予定されております。また、開発許可が必要となりますが、同時に申請中とのことです。

5番は、一時転用による賃借権設定の申請です。申請人は法人で、土木工事業などを営まれており、申請地の近隣で農道改良工事を受注され、その資材置き場及び仮設の現場事務所として利用される計画です。期間は、許可日から平成27年3月末日までを予定されております。土地利用計画は、転用面積983㎡に仮設の現場事務所、仮設トイレを設置し、工事資材の砂利、自由勾配側溝などを置かれる計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。農地区分は農用地区域内の農地ではありますが、一時的な利用であり、目的を達成する上で必要であることから、例外規定に該当するものと判断いたしました。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、申請地は無断転用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されており、完了後は速やかに農地へ戻すとのことです。

6番は、建売住宅12棟建築のための所有権移転の申請です。申請人は法人で、申請地付近は住宅地としての需要が高く、交通の便もよく利便性がよいため、建売住宅の建築を計画されました。土地利用計画は、転用面積3,056㎡に建て売り住宅12棟の建築です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、公共の上下水道が埋設され、近隣500m以内には小学校、幼稚園があることから、第3種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成27年3月10日から平成27年5月10日までを予定されております。また、開発許可が必要となりますが、同時に申請中とのことです。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、4番から6番について地元委員より報告がございました

が、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、7番。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

7番から9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番と8番は関連で、申請人が建売住宅建設のため所有権移転をされるもので、農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断され、原則不許可ですが、集落に接続し設置されるものとして、不許可の例外に該当するものと判断しました。また、集落内開発制度指定区域でもあります。申請地は、集落内にあり県道に近く交通の便もよい住環境にあるため、この土地を選定されたものです。申請の転用計画は、田3筆1,730㎡に、木造2階建ての建売住宅7棟を建築されるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。開発許可については開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成27年3月1日から平成29年2月28日までの約2年間を予定されております。

9番は、車両置き場設置のための所有権移転をされるもので、農地区分は、10ha以上の広がりのある一団区域内の農地で第1種農地と判断され、原則不許可ですが、既存施設の拡張、既存施設面積の2分の1以下が適用され、不許可の例外に該当するものと判断しました。この案件は、先の4条申請と関連で、申請人は現在、自動車整備工場を営んでおられ、年々車の台数が増加し保管場所が手狭になり、また、消防局の指導により車の積み重ねができなくなって敷地の拡張を余儀なくされ、隣接するこの土地を選定されたものです。申請の転用計画は、畑4筆325㎡に車両置き場約30台を設置されるものです。ただ、この土地も申請人が約30年前に購入予定でしたが、所有者の都合で購入ができず、これまで借りて許可なく使用してきたことを深く反省され、顛末書の添付もなされております。資金計画及び排水計画、被害防除においても問題はありません。

以上3件、先日の地区委員会で現地の確認、検討した結果、これらの案件は、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、7番から9番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、10番。

33番 馬原清隆委員

33番委員。

10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、個人住宅建設のため親子間での使用貸借権設定をされるものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。また、集落内開発制度指定区域内でもあり、農地を分断する転用ではありません。申請人は、これまで子供たちと一緒に実家暮らしでしたが、子供の成長に伴い手狭になってきたため自己専用住宅用の土地を探しておられ、父親所有の宅地と申請地を合わせたところで選定されたものです。事業面積468㎡のうち転用面積は畑1筆99㎡で、木造2階建て、建築面積54.65㎡の個人住宅1棟を建てられる計画であり、妥当な面積と思われます。資金計画及び給排水計画、隣接同意、被害防除等においても問題はありません。開発許可が必要になりますが、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成27年3月20日から平成27年12月20日までの約9カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上、先日の地区委員会で現地を確認、検討した結果、この案件は、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、10番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、11番。

2 番 福原幸一委員

11番は、所有権移転により譲受人が取得して、譲受人が代表を務める会社に賃貸借する、貸資材置場及び貸駐車場での転用許可申請です。譲受人が代表を務める会社は、資材置き場と駐車場が不足したため、代表の住居に近く交通の便がいい申請地を選定したもので、農地区分は10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。土地利用計画は、建築資材と駐車場10台であり妥当な面積と思われま。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成27年3月1日から12月31日までの10カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上、先日の地区委員会での現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きます、12番。

34番 一木文雄委員

34番委員。

12番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。申請地は、譲受人所有の太陽光発電設備に隣接しており、太陽光設備の崩壊を防ぐために、法面として崩壊防止柵の工事を計画したものです。また、同時に当事者間で近接の農地で公衆用道路への転用がありましたので、併せて申請されております。農地区分は、広がりのない生産性の低い2種農地と判断されます。公衆用道路につきましては施工済みであり、崩壊防止柵の工事は自社で施工を行う予定です。資金計画、排水同意には問題ありません。また、隣接の土地は境界立ち会いをし、同意を得ております。申請人より、転用許可を得なかったことについて深く反省され、始末書が提出されております。工事計画は、平成27年3月1日から8月31日までの6カ月の予定です。許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面並びに、立地条

件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討したところ、転用許可の基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、12番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、13番。

31番 村上正春委員

31番委員。

13番について、地区委員会での協議状況を報告します。

13番は、譲受人が貸資材置場として農地を取得される申請をされたものです。申請地は、先日の地区委員会で確認しましたが、広がりがない10ha未満の農地であるため第2種農地と判断されます。譲受人が経営する法人が隣接地で産業廃棄物処理場を運営されており、処分場で使用される資材置場として貸し付けられるものです。資金面、隣接同意等については問題ありませんでした。

以上、先日の地区委員会にて現地調査、協議、検討の結果、転用許可基準は満たされると判断されております。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、13番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、14番。

46番 前田道弘委員

46番委員です。

14番15番について、地区委員会での協議状況を報告します。

14番、15番は関連案件で、申請人は個人住宅と道路の中心後退部分の通路を計画される申請です。農地区分は、北区役所からおおむ

ね300mの位置にあるため3種農地と判断されます。資金証明等必要書類は添付されております。転用面積は適正なものと判断されます。工事期間は許可後から8月31日までです。

以上2件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしているものと協議しました。許可後は速やかに施工されることを確認しております。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、14番から15番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきまして、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第5号議案及び第6号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。

　　まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（11号）についてご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細10ページの1番から3番までの合計3件でございまして、1番が公社からの買い取り、2番から3番が公社への売り渡しです。面積は3件合わせまして田7,911㎡、畑2,229㎡の合計1万140㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細11ページの4番から17ページの28番までで、貸し手29名、借り手20名の件数25件です。契約期間別では、6年未満が20件、6年以上10年未満3件、10年以上が2件で、面積は25件合わせまして、田8万5,102㎡、畑1万15㎡の、合計9万5,117㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、露地野菜、施設野菜及び花卉です。

　　次に、再設定分です。明細18ページの29番から19ページの31番までで、貸し手3名、借り手3名の件数3件です。契約期間別では全て6年未満で、面積は3件合わせまして、田1万1,212㎡、畑5,371㎡の、合計1万6,583㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稻及び麦です。

続きまして、第6号議案です。お手元にお配りしました1枚紙の表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。

明細21ページの1番から38ページの22番と、追加案件1件を合わせましての件数23件で、契約期間は全て10年以上です。面積は、23件合わせまして田21万14㎡、畑2万4,442㎡の合計23万4,456㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻及び畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、3件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

1番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番の願い出は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願い出人は専業農家であり、全農地について願出人みずから引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しており、証明については何ら問題がないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、2番。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の6項第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。土地の表示、証明の期間などは議案に記載されておるとおりです。願出人は、これらの農地については米と露地野菜を作付されており、引き続き耕作されていることを地元農業委員が確認しております。

先日の地区委員会で検討した結果、この案件の証明については何ら問題のないことを協議しました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、3番。

45番 内田康喜委員

45番委員。

3番について、地区委員会での協議内容についてご報告いたします。

3番は、北区龍田にお住まいの願出人より、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。地区委員が願い出の農地について現地の確認をいたしました。いずれも農地として適正な耕作・管理が行われておりました。

以上、地区委員会において検討した結果、証明については何ら問題のないものとの協議結果でした。ご審議方、よろしく願います。

議 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第5の報告事項に入ります。職員の任免について事務局から報告があります。よろしくお願いいたします。

事務局 職員の任免についてご報告申し上げます。

1枚お配りしてあるかと思えますけれども、南区分室の市本徹という者、地方公務員法第28条第2項1号の規定により、分限処分として休職というふうにしております。その休職期間を、2月1日から2月28日までの1カ月間更新ということにしております。発令日が27年2月1日ということであります。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

次に、次第6のその他については、本日特にございませぬ。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたします。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

閉 会 午後3時52分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成27年2月6日

会 長 森 日出輝

署名委員 村 上 智 弘

署名委員 澤 田 公 俊

書 記 立 石 誠 信